

事 務 連 絡

令和2年12月21日

各府省庁等 オリパラ担当部局 御中

内 閣 官 房

東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法  
等の一部を改正する法律」の施行について（周知依頼）

平素からお世話になっております。

標記の法律につきましては、第203回国会において、令和2年11月27日に成立し、  
令和2年12月4日に公布されたところですが、本日の閣議において令和2年12月28  
日に施行されることが決定されましたのでご連絡いたします。

本法律の施行により、令和3年の国民の祝日については、東京オリンピック・パラリ  
ンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、令和3年に限り、「海の日」（7  
月19日）が7月22日（木）に、「スポーツの日」（10月11日）が7月23日（金）に、  
「山の日」（8月11日）が8月8日（日）（8月9日は振替休日）となります。本法律  
の成立時に、「政府は本法の施行による令和3年の国民の祝日の移動について、国民の  
各界各層に周知徹底し、国民生活及び経済社会活動に混乱を生ずることのないよう万全  
を期すこと。」との附帯決議（別紙1）が決議されておりますので、貴省庁内部の各部  
局（外局を含む）、地方支分部局及び所管業界、関係機関等に対し、積極的に周知いた  
だきますよう、お願いいたします。（年明けにフォローアップをさせていただく予定で  
す。）

なお、当局において祝日の移動を周知するチラシ（別紙2）を作成しておりますので、  
下記のURLよりダウンロードしていただき、ご活用ください。

【参考 URL】 [https://www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/tokyo2020/2021holiday\\_flyer.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/tokyo2020/2021holiday_flyer.pdf)

内 閣 官 房

東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

担当：島田、中村、戸梶

TEL：03-3581-4205

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

令和二年十一月二十六日  
参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、政府は、本法の施行による令和三年の国民の祝日の移動について、国民の各界各層に周知徹底し、国民生活及び経済社会活動に混乱を生ずることのないよう万全を期すこと。

二、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「本大会」という。）の準備及び運営に当たっては新型コロナウイルス感染症対策が重要な課題となることから、政府は、東京都及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）等と連携し、感染防止対策の徹底、検査・医療体制の充実等を図ること。

三、本大会の延期及び新型コロナウイルス感染症対策に伴い追加的な経費が必要になることが見込まれることから、政府、東京都及び大会組織委員会は、可能な限り本大会の開催に要する経費の抑制を図るとともに、追加的経費を含めた総経費の内訳や分担について適切に情報を公開し、丁寧な説明に努めること。

四、本大会の延期及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けているオリンピック・パラリンピックの競技団体を支援するため、政府は、関係機関と連携し、迅速な相談対応及び情報共有を行うと

ともに、新しい生活様式における強化活動及び感染症対策に資する方策を検討すること。特に、パラアスリートがスポーツを安全・安心に実施できるよう、介助者を含め、適切な新型コロナウイルス感染症対策が講じられるよう支援すること。

五、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、全国の地方公共団体と本大会の参加国・地域との直接的な交流が困難となっている中でも、本大会の開催が地域活性化、観光振興等に資するよう、政府全体として、関係する地方公共団体に対し、感染症対策も含め必要な支援を行うこと。

右決議する。

東京2020  
オリンピック・パラリンピック開催に合わせて

# 2021年の祝日が 移動します



7/19  
▼  
**7/22** (木)  
海の日

10/11  
▼  
**7/23** (金)  
スポーツの日

8/11  
▼  
**8/8** (日)  
山の日



オリンピック開会式

オリンピック閉会式

※8/9(月)は振替休日

## 2021年は、3つの祝日が移動します

2021年には、国民の祝日は「海の日」「スポーツの日」「山の日」が、それぞれ上記のように移動します。そのため、オリンピックの開会式が行われる7月23日前後とオリンピックの閉会式が行われる8月8日前後が連休となります。祝日の移動は、混雑緩和等を目的として実施されます。

※詳しくは裏面をご確認ください

## オリンピックを安全に。スムーズに

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催期間中、特に開会式と閉会式が行われる日は、多くの大会関係者が移動するため、道路や鉄道的大幅な混雑が見込まれます。そこで、アスリート、観客等の円滑な輸送と、経済活動、市民生活の共存を図るため、祝日の移動を実施します。

混雑緩和にみなさまのご協力をお願いします。

「2021年の祝日移動について」は  
こちらをご覧ください



<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/tokyo2020/shukujitsu.html>

道路や鉄道の「大会輸送影響度マップ」は  
こちらをご覧ください



<https://2020tdm.tokyo/map/index.html>



# 2021年の祝日移動について

2021年は、「海の日(7月の第3月曜日)」は7月22日、「スポーツの日(10月の第2月曜日)」は7月23日、「山の日(8月11日)」は8月8日になります。なお、従来の祝日にあたる日は、平日になります。

祝日名	例年	2021年の特例措置
海の日	7月の第3月曜日 ▶▶▶	7月22日(木曜日) <b>オリンピック開会式の前日</b>
スポーツの日	10月の第2月曜日 ▶▶▶	7月23日(金曜日) <b>オリンピック開会式当日</b>
山の日	8月11日 ▶▶▶	8月8日*(日曜日) <b>オリンピック開会式当日</b>

※8月9日(月)は振替休日



## ..... 祝日の移動について Q&A .....

**Q** なぜ祝日が移動するの？

**A** 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中のアスリート、観客等の円滑な輸送と、経済活動、市民生活の共存を図るためです。オリンピック開会式の7月23日前後とオリンピック閉会式の8月8日前後が連休となることにより、東京中心部の混雑緩和が見込まれます。

**Q** 祝日が移動するのは2021年だけなの？

**A** 3つの祝日の移動は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される「2021年限定」の特例です。「国民の祝日」について、詳しくは、内閣府ホームページ「国民の祝日について」をご覧ください。

**Q** 移動前の祝日(もともと祝日になるはずだった日)は、どうなるの？

**A** 2021年は、祝日ではなくなります。たとえば、「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)」の規定によれば、移動前の「スポーツの日」は10月第2月曜日ですが、2021年10月11日は平日になります。「海の日」(2021年7月19日)と「山の日」(2021年8月11日)も同様となります。

**Q** 大会期間中の交通混雑緩和に向けて、その他に何か取組をやっているの？

**A** 国では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の交通量削減を推進するべく、2018年8月に、東京都、東京2020大会組織委員会、経済団体などと連携し「2020TDM推進プロジェクト」を立ち上げました。2020年11月末時点で、既に約49,000社・事業所、及び約700団体の皆様にプロジェクトへの協力、登録をいただいております。大会期間中、一般交通では都心部(重点取組地区)の交通量30%減など、良好な交通状況の実現を目指しています。

「国民の祝日について」は  
こちらをご覧ください



<https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html>

「2020TDM推進プロジェクト」は  
こちらをご覧ください



<https://2020tdm.tokyo>

